

帯広高等看護学院設置条例

昭和45年2月2日
条例第1号

改正の沿革 昭和48年条例第1号、昭和51年条例第3号、平成7年条例第3号、
平成12年条例第2号、平成14年条例第1号、平成18年条例第4号

(目的)

第1条 帯広高等看護学院の設置については、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づく看護師養成所として、次の施設を設置する。

名称 帯広高等看護学院

位置 帯広市西11条南39丁目1番3号

(学科の設置)

第3条 帯広高等看護学院に、看護学科を置く。

附則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附則(昭和48年2月20日)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附則(昭和51年11月19日)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成7年3月1日)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附則(平成12年3月1日)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成14年2月28日)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則(平成18年11月30日)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第3条の規定により置かれた保健学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に当該学科に在学している者が在学しなくなるまでの間(平成22年3月31日までに限る。)、なお存続するものとする。